

島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成11年10月12日告示第4号

改正 平成12年10月30日告示第12号 平成20年7月31日告示第11号
平成24年3月27日告示第5号 平成26年6月19日告示第22号
平成26年7月3日告示第26号 平成29年6月9日告示第22号
令和5年3月31日告示第18号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた「介護保険事業計画」を作成することを目的に、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- (3) 指定居宅サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 島原地域広域市町村圏組合議員
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 被保険者代表者

2 管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

3 本条第1項第5号の被保険者の代表者は、公募によるものとし、公募の方法は別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の委員は、島原地域広域市町村圏組合構成市町の介護保険、老人福祉、保健衛生の各担当課長、又は、担当者及びその他必要と認められる者の中から構成する。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(費用弁償)

第10条 委員会又は第8条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

2 前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、島原地域広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月30日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月31日告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第5号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日告示第22号）

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成26年7月3日告示第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月9日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第18号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。